

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和8年度当初予算額 477百万円】

(令和7年度補正予算額 230百万円 令和7年度当初予算額 497百万円)

目的

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県等が取り組む事業(センター運営の安定化、支援の質の向上のための取組等)に要する経費を補助し、各地域の被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

〔交付先〕 都道府県、政令指定都市、中核市

〔対象経費（交付率）〕 ※他の国庫補助制度を適用可能な場合は他制度優先（本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可）

(1) 相談センターの運営費等（1/2）

①相談センターの運営(相談員等の人件費(処遇改善に要する経費を含む)、コーディネーターの配置、24時間対応への取組、夜間休日コールセンターとの連携 等)、②医療従事者・相談員等への研修、③広報啓発、④関係機関との連携強化、⑤被害者の法的支援、⑥連携・協力する医療機関における支援環境の整備(医療機関への負担金、医師等への謝金等)、⑦先進的な取組(SNS相談、外国語対応等)、⑧こども・若者・男性被害者の支援、⑨災害時の運営継続のための取組 ※拠点となる病院を有するセンター等には加算措置がある。

(2) 被害者の医療費等（1/3）

緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、人工妊娠中絶に要する経費 等

(3) AV出演被害防止・救済に関する法的支援（全額）

事業スキーム

内閣府

交付金

都道府県等

※この事業の地方負担に対しては、地方交付税措置が講じられる。

- ① 相談センターの運営費等
- ② 被害者の医療費等
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等